

広島県告示第八百五十一号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡海田町	金丸下ため池外二箇所(別表一のとおり)
広島県尾道市	室ノ内池外二箇所(別表二のとおり)

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県尾道市	田辺(別表二のとおり)
広島県東広島市	平田池外二六箇所(別表三のとおり)

告示番号	令和三年広島県告示第九百三十四号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	藤高池1号(別表三のとおり)

別表一から別表三までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。